

平成19年3月16日

長岡京市長 小田 豊 様

長岡京市情報公開・個人情報保護運営審議会

会 長 中 島 茂 樹

諮 問 事 項 に 関 す る 答 申

平成19年2月7日付け18長企情第119号で本審議会に対して諮問のあった下記の事項について意見等を取りまとめましたので、別紙のとおり答申します。

記

- 1 長岡京市情報公開条例第6条第2号の規定に基づく法人等に関する情報
印影の公開について

以上

答 申 書

答 申 番 号	1 8 - 3	答 申 日	平成19年3月16日
審 議 件 名	【情報公開条例第6条第2号の規定に基づく法人等に関する情報】 印影の公開について		
審 議 日	平成19年2月14日		
内 容			
<p>法人等から提出される申請書や契約書類に押印されている印影について、偽造防止等の観点から社印・個人印を問わず全て非公開の扱いをしている。本件は、今後法人等から提出される申請書や契約書類に押印されている印影の取り扱いについて、新たに基準を定めるべく本審議会に諮問されたものである。</p> <p>これは、長岡京市情報公開条例第6条第2号にいう法人等に関する情報で、印影を公開することにより、当該法人等又は当該個人の事業活動に明らかに不利益を与えるとの判断から非公開としてきたものである。</p> <p>しかしながら、情報公開を基本原則とし、住民に開かれた行政運営のより一層の深化が求められている今日の社会では、たんなる「偽造の恐れ」という一般的・抽象的危険を基準として公開又は非公開の判断をすることは許されないものとする。</p> <p>従って、本審議会としては、今後押印されている印影を公開することを基本原則とし、印鑑証明を付すなど明らかに実印と認められる印影に限って非公開とするが、実印であるかどうか疑わしい場合は、可能な限り当該法人等にその都度公開又は非公開の事実を聴取するものとする。</p> <p>また、既に法人等から提出されている申請書や契約書類に押印されている印影についても、これと同様の扱いとする。</p> <p>なお、閲覧の場合は、従前どおり偽造の恐れがないと考えられるため、押印されている印影の公開を原則とする。</p>			